

顧問に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の定款第44条に示す顧問に関して、その区分と選定について明確にするものである。

(区分)

第2条 顧問には「顧問」と「特別顧問」を設置する。

(選定)

第3条 顧問は、本会にとって有益となる職務遂行が期待される下記に示す2項いずれかの該当者を選定する。

- 1 顧問は、本会専務理事以上の役職経験者であること、または本会顧問経験者であること
- 2 特別顧問は、国際スポーツ連盟の役職者、または役職経験者であること

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

令和元年 9 月 28 日 制定

令和元年 9 月 28 日 施行